

# 在宅療養者の入退院時連携ルールのご案内

## このような患者さんの入院先に困ったら！

連携先の病院に  
今回は受け入れが  
難しいと言われた、...



特別養護老人ホーム  
医務室(施設職員)

### \*レスパイト入院

### \*褥瘡の治療(栄養状態悪化も含む)

### \*集中的なリハビリテーション(ADL改善目的)

### \*高度な医療・検査を必要としない疾患の治療 (誤嚥性肺炎や尿路感染症など)

入院先がなかなか  
決まらない



診療所  
(かかりつけ医)

※かかりつけ医の継続的な診療を受け、医療または介護保険のサービスを利用している患者のうち、入院目的が上記のいずれかに該当する方。

※施設入居者、看取りの可能性がある患者も対象となります

上記患者の入院調整の選択肢の一つとして

## 「在宅療養者の入退院時連携ルール」があります！

※事前に参加申し込み(登録)が必要です

在宅療養者の入退院時連携ルールは、かかりつけ医(診療所、特別養護老人ホーム医務室も含む)が、市内の連携ルール参加病院(現在 24 病院)に、一度に入院のための事前調整(個人情報を含まない患者情報を事前に共有して相談)ができるものです。

※連携ルールの入院時連携の流れ(概要)は、裏面をご参照ください。



↑  
連携ルールの  
案内動画は  
こちらから

連携ルールへの参加方法や運用に関する問い合わせは、  
下記事務局までお気軽にご連絡ください



病院とかかりつけ医の入退院時連携推進部会(事務局)

姫路市在宅医療・介護連携支援センター

(姫路市医師会 地域医療連携室)

TEL:079-295-3330 FAX:079-295-3351

メールアドレス: med-care@himeji-med.or.jp



在宅療養者の入退院時連携ルールについての詳しい情報(運用マニュアル、参加申し込み等)については、姫路市在宅医療・介護連携支援センターのホームページに掲載しています。参加費は無料です。

ホームページの二次元コード➡



# 在宅療養者の入院時連携の流れ（概要）



訪問看護師  
ケアマネジャー等  
在宅スタッフ



かかりつけ医  
特養 医務室  
(嘱託医、施設職員)



病院

事務局へ連携ルール参加  
の申し込みが必要です

事務局へ連携ルール参加  
の申し込みが必要です

患者情報の共有

## 事前調整

様式(1)「情報共有シート」入力に必要な患者の生活機能などの情報を提供

① 《近日中に入院が必要と見込まれた場合》

様式(1)「情報共有シート」を入力する上で不足している情報があれば確認

② 様式(1)「情報共有シート」を入力し、参加病院にメールで一斉送信

様式(2)  
入院調整可 連絡票

様式(1)  
情報共有シート

③ 入院調整可(入院依頼への対応可)の場合は、様式(2)「入院調整可 連絡票」を入力し、メール返信(様式(1)メール送信時間から24時間以内に返信)

## 入院先の候補病院が確定

## 入院調整

④ 《実際に入院が必要となった場合》

事前調整で入院調整可の返信があった候補病院の中から選択し、入院依頼を電話などで実施

回答が「不可」の場合、候補病院の中から他の病院に入院調整

「可」で返信した病院

⑤ 診療所からの詳細情報(個人情報も含む)をもとに、入院受け可否の判断・回答

## 入院先の病院が確定

回答が「可」の場合

⑥ 様式(3)「入院調整終了連絡票」を参加病院にメールで一斉送信し、入院調整終了を報告

様式(3)  
入院調整終了 連絡票

## 入院先の病院との入院時連携

「入院時情報提供書」など患者情報の共有

「診療情報提供書」など患者情報の共有

入院先の病院